

○ 被災建築物応急危険度判定に関わる事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱（以下「要綱」という。）第10条及び第22条の規定により、応急危険度判定士の認定にかかる実施細目並びに応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(認定申請)

第2条 要綱第4条第1項の規定による認定申請は、応急危険度判定士認定（更新）申請書（様式第1号）による。

(応急危険度判定士台帳及び応急危険度判定士登録証)

第3条 要綱第4条第3項に規定する、応急危険度判定士台帳には次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- 一 被認定者の氏名、住所、生年月日、性別、保有する関係資格の名称と登録番号、連絡先の電話番号、ファクシミリ、メールアドレス及び所属団体に関する事項
- 二 被認定者の認定年月日、認定番号、有効期限、認定講習受講歴、更新及び認定停止の履歴に関する事項

2 応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）は様式第2号とする。

(変更の届出)

第4条 要綱第4条第5項の規定による変更の届出は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（様式第3号）による。

(登録証の再交付)

第5条 要綱第4条第7項の規定による届出は、応急危険度判定士登録証紛失等届出書（様式第4号）による。

(登録の更新)

第6条 要綱第5条第1項に規定する登録の更新申請は、応急危険度判定士認定（更新）申請書（様式第1号）による。

(認定の辞退)

第7条 要綱第6条第1項の規定による認定の辞退は、応急危険度判定士認定辞退届（様式第5号）による。

(認定の取消し等)

第8条 要綱第7条第1項の規定による認定の取り消し又は停止は応急危険度判定士取消し等通知（様式第6号）による。

(応急危険度判定士資格の相互認証)

第 10 条 知事が認定した応急危険度判定士が他の都道府県に移転する場合には、応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準（平成 11 年 5 月 19 日、全国被災建築物応急危険度判定協議会制定）に基づき、取り扱うものとする。

2 他の都道府県知事が認定した被災建築物応急危険度判定士又は同等の認定を受けている者から、要綱第 4 条第 1 項の認定申請があった場合には、前項及び要綱第 8 条第 4 項を適用する。

(判定の実施細目)

第 11 条 被災建築物応急危険度判定業務は、被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会編集）に準拠して取り扱うものとする。

(その他)

第 12 条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

秋田県被災建築物応急危険度判定士認定(更新)申請書

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

申請者 _____

秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第4条(第5条)の規定に基づき、応急危険度判定士の認定を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

フリガナ				写真貼付欄 (縦 3cm×横 2.4cm)
氏 名				
性 別	男	・	女	
生 年 月 日	西暦	年	月 日	
血 液 型	A ・ B ・ O ・ AB (RH+ ・ RH-)			
自 宅	〒 住 所			
勤 務 先	名 称		部署等	
	住 所			
要 請 連 絡 先 (県等からの連絡に 使用します。)	(携帯)電話番号		e-mail	
	(自宅)電話番号		e-mail	
	(自宅) F A X			
	(勤務先)電話番号		e-mail	
	(勤務先) F A X			
緊急時連絡先	電話番号	※判定士が、万が一、事故等にあった場合の 連絡先を記入して下さい。		
保 有 資 格	・ (一級・二級・木造)建築士 大臣 ・ () 知事 登録第 号 ・ 特定建築物調査員資格者証(第 号)			
所 属 団 体	1 建築士会(個人所属) 2 建築士事務所協会(勤務先所属) 3 その他()			
登 録 内 容 の 提 供 (どちらかを○で 囲んでください。)	円滑な判定業務を実施するため、登録内容を県内市町村及び知事が必要と認めた建築関係団体へ提供 することに、 ・ 同意します。 (※ 連絡体制整備に必要です。出来る限り同意をお願いします。) ・ 同意しません。			
県受付欄	認 定 欄		備 考	
	認定年月日	年 月 日		
	認定番号	第 号		

※ 添付書類

- ① 資格を証明する書類の写し 1通(※更新時不要)
- ② 講習会受講修了証(他の都道府県における同様の講習会の修了証等を含む。)の写し 1通(※更新時不要)
- ③ 写真 1枚(※写真は、申請前6ヶ月以内に撮影したもので、正面、上三分身、無帽、無背景とする。裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこ。貼付は、のりを写真中央部分にのみ点付けして下さい。)

※ 注意事項

- ・「判定要請連絡先」欄は、該当する項目すべてに記入願います。
- ・「保有資格」欄は、保有する上位の資格を○で囲み、都道府県名(二級・木造の場合)及び番号を記入してください。
- ・「所属団体」欄は、ご自身(建築士会)及び勤務先(建築士事務所協会)が所属する場合に○で囲んでください。

(縦55mm × 横91mm)

(表)

[写 真]	秋田県被災建築物 応急危険度判定士登録証	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	
有 効 期 限		
秋田県知事		印

(裏面)

備 考	
本証は、地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、秋田県知事が「秋田県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき交付したものです。 本証の更新は、有効期限の30日前までに申請してください。 手続きに必要なものは、本証、更新申請書及び写真1枚です。	

秋田県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

(フリガナ)

申請者 氏 名

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

応急危険度判定士の登録事項に変更がありましたので、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第4条第5項の規定に基づき届け出ます。

住所・氏名	住 所 〒 — (フリガナ) 氏 名
勤務先	住 所 〒 — 名 称
保有資格	・ (一級・二級・木造)建築士 大臣・()知事 登録第 号 ・ 特定建築物調査員資格者証(第 号)
連絡先	・ 携 帯 : — — e-mail: ・ 自 宅 : — — e-mail: ・ 自宅(FAX) : — —
	・ 勤務先: — — e-mail: (名称部署等:) ・ 勤務先(FAX): — —
所属団体	1 建築士会(個人所属) 2 建築士事務所協会(勤務先所属) 3 その他()

《注意事項》

- ① 変更があった項目についてのみ、変更後の情報を該当する欄に記入してください。
② 氏名又は保有資格に変更が生じた場合は、以下の書類を添付してください。

《添付書類》

① 氏名に変更が生じた場合

- ・ 写真(この申請書に貼付) 1枚

(※写真は、申請前6ヶ月以内に撮影したもので、正面、上三分身、無帽、無背景とする。裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。貼付は、のりを写真中央部分にのみ点付けして下さい。)

- ・ 交付済の登録証

② 保有する資格に変更が生じた場合

- ・ 資格に係る免許証等の写し 1部

写真貼付欄
(縦 3cm×横 2.4cm)

県受付欄

備 考

秋田県被災建築物応急危険度判定士登録証紛失等届出書

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

(フリガナ)

申請者 氏 名

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

次の理由により届け出ますので、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第4条第8項の規定に基づき
応急危険度判定士の登録証の再交付をお願いします。

届出理由

- ・ 登録証の紛失
- ・ 登録証の汚損
- ・ その他

《注意事項》

- ① 届出理由欄は、該当する項目を○で囲んでください。その他の場合は、理由を具体的に記入してください。
- ② 汚損を理由とする場合は、汚損した登録証を添えてください。
- ③ 紛失を理由とした場合、旧登録証を発見した場合は速やかに届け出てください。
- ④ 写真は、申請前6ヶ月以内に撮影したもので、正面、上三分身、無帽、無背景とする。
裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。貼付は、のりを写真中央部分にのみ点付けして下さい。

写真貼付欄
(縦 3cm×横 2.4cm)

県受付欄

備 考

秋田県被災建築物応急危険度判定士認定辞退届

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

(フリガナ)

申請者 氏 名

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第6条の規定に基づき、応急危険度判定士の認定を辞退します。

添付書類 : 秋田県被災建築物応急危険度判定士登録証

県受付欄

備 考

建 一
平成 年 月 日

認定者 あて

秋田県知事

印

秋田県被災建築物応急危険度判定士の取り消し(停止)について(通知)

(年 月 日、第 号)により認定した秋田県被災建築物応急危険度判定士について、次の
事実に該当するため、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第7条第1項の規定に基づき、
認定を取り消し、登録証の返納
認定を停止し、 年 月 日まで登録証を預かるので、提出] を求めます。

取り消し(停止)理由

取り消し(停止)理由に該当する事実

担当: 秋田県建設部建築住宅課
建築指導班 ○○ ○○
TEL: 018-860-2565
FAX: 018-860-3819